

# 【熱中症対策】 テント使用できます

横浜市港湾局

**6月29日** から **9月30日** まで、  
日中（午前5時～午後7時）に限り、  
テントの使用を解禁します。

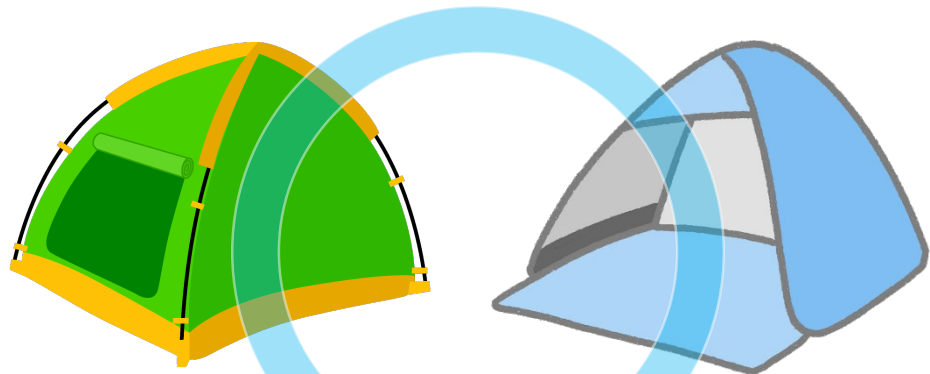
※状況により、予告なく終了する場合があります。

「テント使用に当たっての注意事項」  
をよく読んで使用してください。

★散策をされる方、釣りをされる方がお互いに気持ちよく過ごせるよう、譲り合ってください。ご理解ご協力をお願いします。

# テント使用に当たっての注意事項

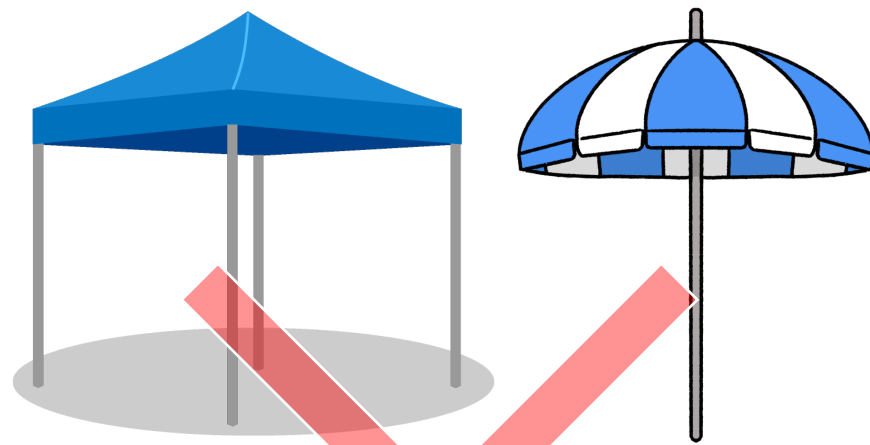
## 使用して良いものの例



ワンタッチテント ポップアップテント  
小型（ $2\text{m} \times 2\text{m}$ を超えない）のものに限る。

- 護岸上部の遊歩道での使用に限ります。イベント広場では使用できません。
- 展開時、幅 $2\text{m}$ 以下かつ奥行 $2\text{m}$ 以下のものに限ります。
- 遊歩道の中央より海側に寄せて設置してください。
- 遊歩道で「つり禁止」と表示がある場所は通路になっているので、設置しないでください。
- バーナー、コンロ、発電機等は使用しないでください。
- 風で飛ばされないようにしてください。また、強風時は使用を控えてください。
- 他の利用者の邪魔にならないよう、譲り合って使用してください。

## 使用してはいけないものの例



タープテント

パラソル



ペグ（杭）を用いるテント  
大型（ $2\text{m} \times 2\text{m}$ を超える）テント